官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○基幹放送の業務の認定に係る認定記録の閲覧に係る通知事項を定める省令（**総務**八九）　二
〔**法規的告示**〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**一一三）　二
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件（**出入国在留管理庁**四）　三
〔**その他告示**〕
○天皇皇后両陛下は第七十九回国民スポーツ大会に御臨場になる件（**宮内庁**一〇）　三
○電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第五条第三項第一号に規定する総務大臣が告示する日を定める件（**総務**三〇六）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一一四）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一三二〇～一三二五）　五
○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**六）　五
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**同**七）　五
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**二〇一）　六
○道路に関する件
（**東北地方整備局**六三～六九）　六
○道路に関する件
（**関東地方整備局**一九〇）　六
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**五一）　六
○道路に関する件
（**中部地方整備局**八三、八四）　六
○道路に関する件
（**中国地方整備局**六二～六四）　六
〔**国会事項**〕
無線局の免許状等のデジタル化に関する公示（総務省）　七
〔**人事異動**〕
内閣　七
〔**皇室事項**〕　七
〔**官庁報告**〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示一）　八
〔**公　告**〕
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配八九、九〇）　九
日本国に帰化を許可する件（同九一）　九
諸事項
官庁
財団、免職処分、退職手当支給制限処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第八十九号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第五条第三項の規定に基づき、基幹放送の業務の認定に係る認定記録の閲覧に係る通知事項を定める省令を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

基幹放送の業務の認定に係る認定記録の閲覧に係る通知事項を定める省令

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第五条第三項に規定する総務省令で定める事項は、同法第二条の規定による改正後の放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十四条第二項第一号の認定の番号及び暗証符号その他の認定記録（同法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。）に記録されている事項を閲覧するために必要な事項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○法務省告示第百十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　略］ ［**別表第一～別表第八**　略］ **別表第九** アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コ	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　同上］ ［**別表第一～別表第八**　同上］ **別表第九** アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コ

スタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［**別表第十～別表第十四**　略］

別表第十五

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バ

スタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［別表第十～別表第十四　同上］

別表第十五

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バ

ハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［別表第十六・別表第十七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○出入国在留管理庁告示第四号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件（平成二十八年法務省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

［別表第十六・別表第十七　同上］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第十号

天皇皇后両陛下は、滋賀県において開催される第七十九回国民スポーツ大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日から同月二十九日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年九月一日

宮内庁長官　西村　泰彦

○総務省告示第三百六号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第五条第三項第一号の規定に基づき総務大臣が告示する日は、令和七年九月一日とする。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

○法務省告示第百十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年九月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

和歌山地方法務局所属　川上　岳

○農林水産省告示第千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町高野字長井沢山二八二六の一、二八二六の一二から二八二六の一四まで、字株ノ沢山二六九五の一、二六九五の四、字三沢山二八二〇の一、二八二〇の三、字従小畑山二八二三の一、金井沢字向山一二二〇の四九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡下郷町大字高陶字峠甲二一三七から甲二一四三まで、甲二一四六、甲二一四七、甲二八〇三から甲二八〇五まで、甲二八〇七、字切通甲二八五四、甲二八五五、字東上甲一五一〇の一、甲一五一一、甲二七八三、甲二七八四、大字枝松字家向五〇八から五一一まで、大字白岩字小牧二五一二の一、大字澳田字塔ノ脇一五一三、大字合川字若林甲九七五、甲九七六の一、字下平乙二七五の一、乙二七五の二、大字大松川字猪窪甲一一七一の一、字小坂丁四七八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠甲二一三七から甲二一四三まで、甲二一四六、甲二一四七、甲二八〇三から甲二八〇五まで、甲二八〇七、字切通甲二八五四、甲二八五五、字小牧二五一二の一、字塔ノ脇一五一三、字若林甲九七五、甲九七六の一、字下平乙二七五の一、乙二七五の二、字猪窪甲一一七一の一、字小坂丁四七八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町布川字出渡釜山一の一、字古屋山二の一、二の八、字狐石山一の一五から一の一九まで、字鷹ノ巣山五二、字道平山一二、月舘町下手渡字高山一三の一、一四の一、一五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町月舘字鎌ケ入山一の八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県須賀川市勢至堂字大岩一の三、字湯口二二の四、字堂ノ入一五、四〇、四一、四三から四六まで、字里見山七の二、字釜場七の二、字花見山六、七、一一から一三まで、字鳥島六の九・八の二（以上二筆国有林）、六の七、八の一、滝字不動山一の三、一の四、一の一〇、一の一一、一の一四、一の一八、一の一九、一の二二、一の二四、一の二九、一の三〇、一の三二、一の三三、一の三五から一の三七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県二本松市田沢字小林四〇、四一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県二本松市東新殿字大久保一三九の四（国有林）、一二九の一、一三九の三、字廻戸一の二、五六の一、字駒場一七、字平石田八八、字一丁内五二、八八、西勝田字田中七一の一、字下太池田一二六の一、一二七の一、長折字舟山内七四六、字抜佐田一三四の一、成田字清水三、百目木字打目ヶ作三一、杉沢字梨作二四から二七まで、三六から四〇まで、田沢字日山一三、一五、上長折字片倉七八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県白河市小丸山一、表郷金山字外櫓八、字蔵平一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン　二十四万二千七百円	一　千三百三十スイス・フラン　二十三万五百円
二　十五スイス・フラン　二千七百円	二　十五スイス・フラン　二千六百円
三　二百スイス・フラン　三万六千五百円	三　二百スイス・フラン　三万四千七百円
四　三百スイス・フラン　五万四千七百円	四　三百スイス・フラン　五万二千円

附　則

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十一万七千六百円 二・三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十万円 二・三　［略］

附　則

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○防衛省告示第二百一号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和七年九月一日

防衛大臣　中谷　元

信号符字	名称	付与年月日
番号		
ＪＳＮＸ　五二〇七	あかし	令和七年五月二十九日
ＪＳＰＧ　一一	たつた	令和七年七月二日

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市天神町七三番八から同市天神町一三四番五まで	前	二四・〇三メートル～二六・一八メートル
	後	二四・〇三メートル～二七・二八メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　供用開始の区間　図面縦覧場所

福島市天神町七三番八から同市天神町一三四番五まで　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

(四)　供用開始の期日　令和七年九月一日

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	前	一八・二四メートル～二一・八一キロメートル
	後	一九・一一メートル～二六・一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用開始の区間
四十九号	いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで

東北地方整備局長　西村　拓

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで	前	一一・五〇～三二一・一〇〇	〇・五一八キロメートル
	後	一一・五〇～三二一・一〇〇	〇・五一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用開始の区間
七号	能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで

東北地方整備局長　西村　拓

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	つくば市手代木字田向二〇五二番一地先から同市梶内字梶内三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局長　橋本　雅道

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月二日

○北陸地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

平成二十年北陸地方整備局告示第五十四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　八号　富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から同県滑川市上梅沢地先まで

○中部地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市大畑町三反田二五番四から同市大畑町神戸七番三まで	前	九・五七～十三・七七	〇〇・二五四メートル
	後	九・六〇～二五・二四	〇〇・二五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第十号及び第九条第一項第五号の規定による協議が成立したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　道路の種類

一般国道

二　路線名及び位置

四百七十五号

本巣市見延字芝添八五八番一から同市早野字村北三二四番一まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名称　都市公園管理者　本巣市（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　岐阜県本巣市早野二五五番地

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容　兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　令和七年八月三十日

○中国地方整備局告示第六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島県安芸郡海田町南堀川町一番一五まで	前	A 一〇〇・〇〇～一五七・三二メートル	二〇・〇五三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二〇〇・〇〇～二七九・〇〇	一五・九〇〇	
	後	A 一〇〇・〇〇～一五七・三二	二〇・〇五三	
		B 二〇〇・〇〇～二七〇・四九	一五・九〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間中国地方整備局及び同局広島国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十一号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

呉市天応塩谷町一六八二番二から同市天応塩谷町一八二七番四まで　〇・〇〇～八・七〇　〇・二五六キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

呉市天応東久保一丁目一〇六九番一から同市天応塩谷町一六二二番二まで　〇・〇〇～七・〇五　〇・二〇五キロメートル

(五)　指定及び指定を解除する期日　令和七年九月一日

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十一号　呉市天応塩谷町一六八二番二から同市天応塩谷町一八二七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

委員部長事務代理を免ずる（八月二十八日）

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上八月二十七日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の滋賀県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十八日

皇居（正門）御出門

東京駅御発

米原駅御着

米原市役所

彦根総合スポーツ公園陸上競技場（平和堂ＨＡＴＯスタジアム）（国民スポーツ大会総合開会式場）

お泊所　琵琶湖ホテル

第二日　九月二十九日

滋賀アリーナ（滋賀ダイハツアリーナ）

滋賀県立長寿社会福祉センター

滋賀県立盲学校

米原駅御発

東京駅御着

還幸啓

第一日九月二十八日国民スポーツ大会総合開会式場が滋賀県立文化産業交流会館に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

米原市役所まで当初の第一日の御日程に同じ。

滋賀県立文化産業交流会館（国民スポーツ大会総合開会式荒天会場）

お泊所　琵琶湖ホテル

官庁報告

官庁事項

無線局の免許状等のデジタル化に関する公示

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号。以下「改正法」という。）附則第３条第３項及び第４条第３項の規定により、この法律の施行の際現に無線局の免許又は登録を受けている者に対し次の事項を通知するため、公示する。

令和７年９月１日　総務大臣　村上誠一郎

１　免許記録等の作成等

一　総務大臣は、改正法の施行の日（令和７年10月１日。以下「施行日」といいます。）において、改正法の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許について、改正法第１条の規定による改正後の電波法（昭和25年法律第131号。以下「新電波法」といいます。）第14条又は第27条の５第２項の規定の例により、当該免許に係る免許記録（新電波法第14条の２に規定する免許記録をいう。以下同じ。）を作成し、当該免許記録に記録されている事項を当該免許を受けている者が閲覧することができる状態に置きます。

二　総務大臣は、施行日において、改正法の施行の際現に効力を有している全ての無線局の登録について、新電波法第27条の22の規定の例により、当該登録に係る登録記録（新電波法第27条の23に規定する登録記録をいう。以下同じ。）を作成し、当該登録記録に記録されている事項を当該登録を受けている者が閲覧することができる状態に置きます。

三　施行日より前に免許又は登録（以下「免許等」といいます。）を受けた無線局、施行日以後に書面申請等により免許等や許可等を受けた無線局は、免許記録又は登録記録（以下「免許記録等」といいます。）を閲覧する場合は、電子申請等により次項二の免許記録等の閲覧請求の手続が必要となります。

２　免許記録等の閲覧方法

一　免許記録等を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレス

改正法の施行日以後、総務省電波利用電子申請（https://www.denpa.soumu.go.jp/）を利用することにより、免許記録等を閲覧に供します。当該ウェブサイトの利用は無料ですが、その利用に係るパソコン、スマートフォン等の電子計算機及び通信機器等は利用者が準備するものとします。利用に係る通信料等については利用者の御負担となります。

当該ウェブサイトの利用に当たっては、利用規約に同意し、所定の手続により利用者登録等を行う必要があります（利用者登録等に係る手数料は、無料です。）。

二　免許記録等の閲覧及び閲覧請求

総務省電波利用電子申請を利用して免許又は登録に係る電子申請等を行い、改正法の施行日以後、免許等又は許可等を受けたときは、その免許記録等は、特段の手続を行わなくても総務省電波利用電子申請により閲覧に供されます（申請方法により手続が必要となる場合があります。詳細は、総務省電波利用電子申請を御確認ください。）。

施行日以後、施行日より前に免許等を受けている場合、又は書面申請を行い免許等若しくは許可等を受けた場合であって、免許記録等を閲覧したいときは、総務省電波利用電子申請を利用した電子申請等により免許記録等の閲覧を請求することにより、免許記録等を閲覧に供します（免許記録等の閲覧請求に係る手数料は、無料です。）。

この閲覧請求は、令和７年９月１日以降に行うことができます（免許記録等が閲覧に供されるのは、改正法の施行日以後となります。）。

3　免許事項証明書等の請求

施行日以後、書面の免許状又は登録状（以下「免許状等」といいます。）は交付されません。

改正法の施行日以後、新電波法第14条の２の規定による免許記録に記録されている事項を証明した書面（以下「免許事項証明書」といいます。）及び新電波法第27条の23の規定による登録記録に記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書」といいます。）を請求することができます。

免許事項証明書又は登録事項証明書（以下「免許事項証明書等」といいます。）は、所轄の総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）宛てに、書面又は総務省電波利用電子申請を利用することにより請求することができます。免許事項証明書等の請求の様式は、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）に定めるとともに、総務省電波利用ポータル（https://www.tele.soumu.go.jp/）に掲載します。

免許事項証明書等の請求に当たっては、新電波法第103条第１項の規定に基づき、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（令和７年政令第270号）による改正後の電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）第３条の２に規定する手数料の額の納付が必要となります。手数料の額については、総務省電波利用ポータルにおいても掲載します。

4　無線局の免許状等のデジタル化に伴う手続について

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和７年総務省令第85号）附則第５条及び第７条の規定により、改正法の施行日以後、現に交付されている免許状は免許事項証明書とみなし、登録状は登録事項証明書とみなされます（当該免許状等に係る無線局の免許記録等に記載されている事項と当該免許状等に記載されていた事項が変わらない場合に限ります。）。

このため、現に免許等を受けている場合は、無線局の免許状等のデジタル化に伴う特段の手続を行う必要はありません。従前のとおり無線局を運用できます。

5　その他

その他、詳細につきましては、総務省電波利用電子申請及び総務省電波利用ポータルの各ウェブサイトを御確認いただくか、所轄の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）にお問い合わせください。

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	六号
㈢	占用を制限する区域	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十三号
㈢	占用を制限する区域	福島市天神町七三番八から同市天神町一三四番五まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四十九号
㈢	占用を制限する区域	いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月１日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,004円」を「１時間1,068円」に改める。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

群馬県太田市西新町13番地３**株式会社ログ**の工場財団に福島県伊達市梁川町やながわ工業団地１番地５、１番地43福島工場・福島発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月１日　　福島地方法務局

福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入15番地３**川内復興エナジー合同会社**の工場財団に福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入15番３かわうち鬼太郎山風力発電所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月１日

福島地方法務局富岡出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　九十三頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十頁（号外第一三八号）

令和七年九月一日

埼玉県八潮市西袋四一六番地
（甲）八潮運輸株式会社
代表取締役　宮地　宙

茨城県坂東市生子新田八二六番地一
（乙）株式会社新興運輸
代表取締役　宮地　宙

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、両社の総社員の同意の取得は令和七年七月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都豊島区池袋三丁目四六番五号
（甲）合同会社ＭＩ２
代表社員　入江　康二

東京都豊島区池袋三丁目四六番五号
（乙）合同会社ＭＩ３
代表社員　入江　康二

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二五番八号神宮前コーポラス一一〇五号
（甲）税理士法人タックスアドバイザーズ
代表社員　海老原宏美

東京都大田区西蒲田八丁目二四番八号井門西蒲田ビル四階
（乙）税理士法人Ｒａｙ　Ａｃｃｏｕｎｔｉｎｇ
代表社員　島田さゆり

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　五十頁（号外第六十五号）

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（甲）ＡＧＣ株式会社
代表取締役　平井　良典

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（乙）ＡＧＣロジスティクス株式会社
代表取締役　栗田　幸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
https://www.kozaike-pharma.co.jp/e-public-notice/

令和七年九月一日

大阪市中央区平野町四丁目二番三号
（甲）ヤマノウチ実業株式会社
代表取締役　小西　崇文

大阪市中央区平野町四丁目二番三号
（乙）ヤマノウチ産業株式会社
代表取締役　小西　崇文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　五十三頁（号外第九十五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月一日

佐賀県唐津市長谷一八番地一
（甲）株式会社新富商事
代表取締役　新冨　哲也

佐賀県唐津市長谷一八番地一
（乙）有限会社三陽商事
代表取締役　新冨　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山一六番八における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）Ｇインフラ５号合同会社
代表社員　Ｇインフラホールディングス５号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内
（乙）ブルーインフラ１０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス１０号一般社団法人
職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県盛岡市大ヶ生２地割一番一五他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ１９号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス１９号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内
（乙）ソーラーデルレイ合同会社
代表社員　ソーラーデルレイホールディングス一般社団法人
職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮城県大崎市田尻大貫字境九番三における太陽光発電事業及び宮城県栗原市築館字上高森六一番二他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ１９号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス１９号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内
（乙）ブルーインフラ１０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス１０号一般社団法人
職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県那須郡那須町大字芦野字大ヶ谷三一九三番四他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ１９号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１９号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所

（乙）ブルーインフラ１５号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１５号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道根室市光洋町五丁目七番における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２０号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２０号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内

（乙）ブルーインフラ１０号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１０号一般社団法人

職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が金融商品取引業において「セゾンポケット」の名称で顧客に提供している投資信託の販売事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第二項の規定により、それぞれの株主総会の承認決議を経ないでこの吸収分割を行います。また、この吸収分割により甲の資本金及び準備金の額は変更いたしません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.saison-am.co.jp

（乙）https://smartplus-sec.com

令和七年九月一日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（甲）セゾン投信株式会社

代表取締役　園部　鷹博

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号

住友不動産九段ビル九階

（乙）株式会社スマートプラス

代表取締役　小林　紀子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般乗用旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

https://www.daiichi-koutsu.co.jp/index.html

令和七年九月一日

大阪府枚方市藤田町三番三〇号

（甲）第一交通株式会社

代表取締役　芝辻　徹

京都市伏見区下鳥羽東芹川町五四番地

（乙）京都第一交通株式会社

代表取締役　北浦　歳彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区西新宿三丁目一一番一九―七〇二号

ＦＫＤ　ＳＨＯＰ合同会社

代表社員　福田　智史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都文京区本郷五丁目一―一ＫＩＨＯＵＳＥ二〇二　合同会社音羽総合研究所

代表社員　新妻　克洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都狛江市中和泉四丁目一九番一二号

合同会社Ａｉｄ　Ｗｏｒｋｓ

代表社員　手塚　和義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階

合同会社アートメディア

代表社員　中川　悟志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

兵庫県芦屋市宮塚町一〇番八号

合同会社Ｈａｎａコミュニケーションズ

代表社員　花嶋ゆかり

組織変更公告

当法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社お山の大将です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年九月一日

徳島県阿南市下大野町松ノ本一〇―一

農事組合法人お山の大将

理事　豊崎　篤志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六八頁（号外第一九一号）

令和七年九月一日

千葉県鎌ケ谷市軽井沢二〇八九番地七

日本メタルプリント株式会社

代表取締役　大塚たまみ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kiscofoods.co.jp/news.html

令和七年九月一日

東京都豊島区東池袋二丁目二九番七号

キスコフーズ株式会社

代表取締役　久世　真也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千六百三万二千六百五十二円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://allesgood.jp/

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一三号七Ｆ

株式会社ベースミー

代表取締役　勝見　仁泰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月一日

鹿児島県姶良市松原町二丁目三番地一六

有限会社井上家具店

取締役　井ノ上一郎

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十九日を効力発生日とする株式会社広岡組との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月一日

岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡三二三番地一

プルサマ株式会社

代表取締役　星　寿志

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　一〇二頁（号外第一六二号）

令和七年九月一日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二番地三

ＪＡ全農Ａコープ株式会社

代表取締役社長　宗村　達夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千二百二十万円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月一日

福島県郡山市谷島町五番四二号

大髙興業株式会社

代表取締役　大髙耕一路

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万円、資本準備金の額を九千九百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.asahikiko.jp/

令和七年九月一日

福島県石川郡石川町大字中野字吹上五七番地

朝日機工株式会社

代表取締役　大塚　浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十六日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年九月一日

東京都新宿区新宿一丁目二〇番一三号

住宅産業信用保証株式会社

代表取締役社長　井上　雅夫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月一日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラ

代表取締役　村岡　大樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月一日

沖縄県浦添市字経塚七四五番地七

株式会社ユース

代表取締役　大城　朝徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月一日

北海道小樽市山田町六番一〇号

株式会社荒幸男佛檀店

代表取締役　荒田美由紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月一日

群馬県太田市矢場町二七〇九番地

株式会社ヨシオカ

代表取締役　吉岡　努

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月一日

長野県木曽郡上松町駅前通り一丁目二九番地

株式会社進藤邦夫商店

代表取締役　唐澤　幸利

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月一日

大阪府東大阪市高井田本通六丁目二番二二号

株式会社ダイビョウエステート

代表取締役　黒田　親孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月一日

大阪府東大阪市高井田本通六丁目二番二二号

大阪製鋲株式会社

代表取締役　黒田　親孝